

第3 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行うこと。項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第3-2表を参考とすること。

なお、「火災予防条例及び火災予防条例施行規則における消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」（平成27年12月東京消防庁告示第11号）に規定する事項は、本論に全て含まれるものとする。

1 各項に共通する事項

(1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

(2) 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次のア又はイに該当するものをいうものであること。

ア 政令別表第1(1)項から(5)項までに掲げる防火対象物（第3-1表(A)欄に掲げる防火対象物、以下「政令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第3-1表(B)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの。

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

a 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

b 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

a 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、第3-1表(C)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

(a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

(b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。

b 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前a、(a)及び(b)に該当し、かつ、第3-1表(D)欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途を除く。）に供される部分。

共用される部分の床面積の按分は次によること。

(ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

- (4) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (5) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。
同一項のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。
- (4) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。
※① 一般住宅は、前(2)、アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
② 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。
ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。
イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

項 目		例 示	項
住宅	> 令別表項で50㎡以下のもの	住宅 令	一般住宅
住宅	< 令別表項	令 住宅	令別表項
住宅	> 令別表項で50㎡を超えるもの	住宅 令	複合用途
住宅	≒ 令別表項	令 住宅	複合用途

- (5) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (6) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

2 項ごとの適用事項

- 複合用途防火対象物の取扱い
- (1) 前1、(2)又は(4)により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当

するものは、特定用途部分（政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分をいう。以下同じ。）が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分が存するものは除く。）。この場合、当該特定用途部分は、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%以下であること。

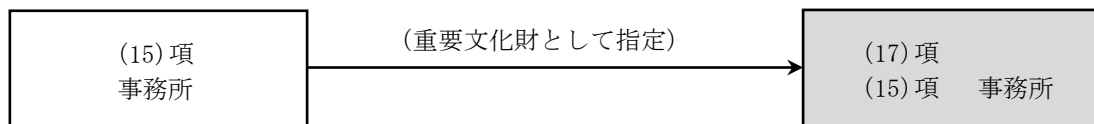
イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

(2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって（政令第2章第3節を適用する場合に限る。）、それぞれ区画された部分ごとに前1、(2)、イ及び前(1)を適用するものであること。

(3) 重要文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。以下同じ。）として指定された建築物の取扱いは次によること。

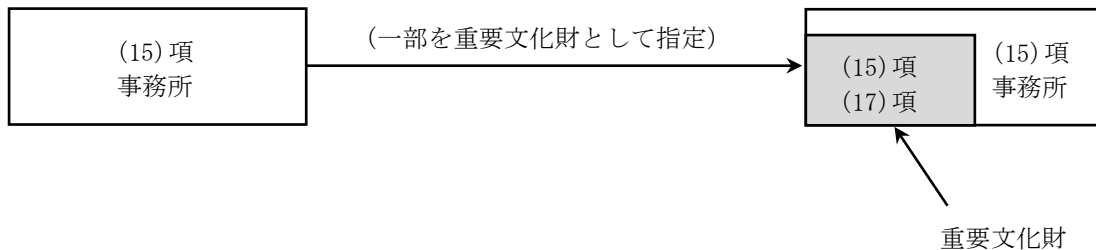
ア 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財に指定された場合は、指定された時点で(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

例



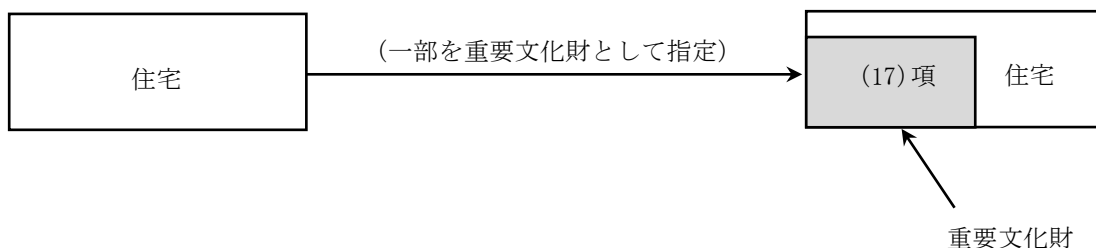
イ 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分の一部が重要文化財として指定された場合は、指定された部分は(17)項の防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までの防火対象物又はその部分でもあること。

例



ウ 一般住宅の一部が重要文化財に指定された場合は、指定された部分は(17)項に掲げる防火対象物であり、その他の部分は一般住宅である。

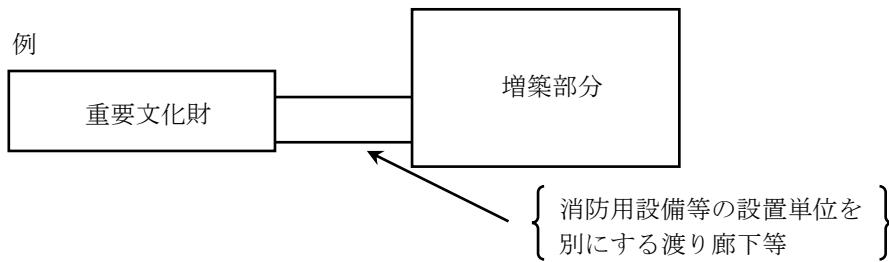
※本防火対象物は2以上の用途に供されているが、(1)項～(15)項に掲げる用途が含まれていないため、複合用途防火対象物とはならない（消防法第8条）。



エ 重要文化財として指定されている防火対象物に政令別表第1(1)項から(16の2)項までに掲げる防火対象物を増築（法第17条の2の5第2項に該当）した場合は、現行基準に適合する必要があること。

なお、重要文化財として指定された部分の消防用設備等については、政令第32条の適用若しくは第2

章第1節第4「消防用設備等の設置単位」の適用について考慮する。



オ 前イ及びウの場合において、政令第21条第1項第1号イに基づく自動火災報知設備は、重要文化財に指定された部分以外の部分にも設置することが望ましい。◆

(4) 運送以外の目的で、固定的に車両を駐車して事業を行うもの等の取扱いは、次によること。

ア 固定的とは次のいずれかのものをいう。

(ア) 随時かつ任意に移動できるとは認められないもの。

(イ) 随時かつ任意に移動できる場合であっても、4日を超えて継続して駐車して事業を行うもの。

イ 固定的に車両を駐車して車両内に関係者以外の人を出入りさせて事業を行うものは、政令別表防火対象物として扱う。

(例) ・トレーラーハウスを飲食店やホテル等の用途で使用するもの

※第2章第4節第11「仮設建築物等の防火安全対策」．3を適用することができる。

ウ イにおいて、建基法第2条第1号の建築物として扱われない場合は、消防法令上無窓階以外の階（普通階）として扱う。

エ イ以外の車両は政令別表防火対象物として扱わない。また、既存防火対象物の部分（屋内や屋根がかりの下部等）に設置した場合においても、消防用設備等の設置及び警戒は要しない。

(例) ・キッチンカー

・移動図書館、移動式バー

・レントゲン車等の健康診断を目的に使用する車両

※政令別表第1(20)項に該当するもの（乗車定員11人以上の自動車等）は規定どおり(20)項として扱う。

参考：「随時かつ任意に移動できるとは認められないもの」の該当例

○車輪が取り外されているもの又は車輪は取り付けられているがパンクしているなど走行するために十分な状態に車輪が保守されていないもの。

○上部構造が車輪以外のものによって地盤上に支持されていて、その支持構造体が容易に取り外すことができないもの（支持構造体を取り外すためにはその一部を用具を使用しなければ取り外しができない場合等）。

○トレーラーハウス等の敷地内に、トレーラーハウス等を設置場所から公道まで支障なく移動することが可能な構造（勾配、幅員、路盤等）の連続した通路がないもの。

○トレーラーハウス等が適法に公道を移動できないもの。

建築確認のための基準総則集団規定の適用事例より

(5) 簡易的なテント等の取扱いは、次によること。

ア 簡易的なテント等とは、容易に移動、解体又は収納できるものをいう。

(例) 通常、重機を使用せず、また、高所での作業がなく、短時間で解体ができるもの

・簡易なキャンプテント

・警戒や運動会等各種イベントにおいて設置するテント

・祭りの露店、屋台のテント

・容易に収納できる日よけのための庇

・可搬式のトイレ

※キャンプ場等の指定された敷地内に設営されている支柱及び布製の覆いなどを組み立てて作られた家屋（グランピングのテント等）は、簡易的なテント等とは取扱わない。

参考：平成29年6月7日29予第368号予防部長通知

「テント及びバンガロー等における自動火災報知設備に係る技術上の基準の特例について」

イ 防火対象物の部分に設置する簡易的なテント等の取扱い

簡易的なテント等の下部及び内部は、消防用設備等の設置を要する場所として取扱わない。

ウ 屋外に設置する簡易的なテント等の取扱い

政令別表防火対象物として扱わない。ただし、劇場等の用に供するものは除く。

(6) その他

ア 公衆トイレ、バス停の上屋その他道路、公園等に設置される公益上必要な建築物で、確認申請等を要するものを含め、指定防火対象物以外のものは各種届出を省略可能とする。

イ 単独の公共用歩廊等、通行又は運搬の用にのみ供する防火対象物は政令別表防火対象物として扱わない。

ウ 主として農業用に使用するビニールハウスは、政令別表防火対象物として取扱わない。
